

軽自動車税（種別割）の減免申請について

柳津町では、身体等に障がいのある方や知的障がい・精神障がいのある方のために使用される軽自動車等のうち、一定の要件に該当するものについて申請があれば障がいのある方1人につき1台の軽自動車税（種別割）が減免される制度を実施しております。（1名につき普通車(県税)又は軽自動車(町税)どちらか1台のみ）

※公益のためと認められる身体障がい者専用車についても減免の対象となります。（福祉施設等）

I 減免対象となる軽自動車

- ① 身体に障がいを有し歩行が困難な者又は精神に障がいを有し歩行が困難な者が所有する軽自動車（18歳未満の身体障がい者又は精神障がい者と生計を一にするものが所有する軽自動車を含む。）
- ② その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものであり、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等（福祉施設等の福祉車両等）

II 必要となる書類

○軽自動車税（種別割）減免申請書

（申請書様式及び記載例は税務係窓口備付けの他、柳津町ホームページに掲載しております。）

○減免を申請する年度分の納税通知書（4月中旬に郵送される予定です）

○障がいを証明する手帳の写（身体障がい者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障がい者保険福祉手帳、等）

○対象車両を運転される方の運転免許証の写し

○対象となる軽自動車等の車検証の写し

※軽自動車税（種別割）減免申請書の様式は柳津町役場税務係窓口に備え付けの他、柳津町ホームページ→くらしのガイド内「税金について」→軽自動車税の項にも掲載しております。

III 申請期限：令和7年4月30日（水）（軽自動車税（種別割）納付期限）

ご注意 柳津町で受付しているのは軽自動車税（種別割）についての減免のみです。自動車税の減免につきましては福島県会津地方振興局県税部へお問い合わせ下さい。